職業安定分科会（第 228 回）	資料１－２
令和8年 10 月 15 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案概要

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用政策課労働移動支援室

１．改正の趣旨

○　令和８年熊本地震の発生に伴い、経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、在籍型出向による雇用維持の取組を支援するため、産業雇用安定助成金の特例措置を講ずることを内容とする雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第３号）の改正を行う。

２．改正の概要

○　産業雇用安定助成金について、令和８年熊本地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされ、被保険者の雇用を在籍型出向により維持するために、被保険者を送り出す事業主及び当該被保険者を受け入れる事業主に対して、一定期間の助成を行う令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コースを新設する。具体的な内容は別紙のとおり。

○　その他所要の改正を行う。

３．根拠条項

○　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第２項

４．施行期日等

○　公 布 日：令和８年 10 月下旬（予定）

○　施行期日：公布の日（ただし、令和8年10月１日以降に開始した出向に遡って適用）

別紙

産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）
の具体的な内容

〇対象事業主

《出向元事業主》

次のイ及びロに該当するものとする。

イ　令和８年熊本地震に際し、熊本県内に所在する事業所の事業主であって、当該地震に伴う経済上の理由により、当該事業所において、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であること。

ロ　出向先事業主と出向に関する契約を締結し、雇用する被保険者について次の①から⑥までのいずれにも該当する出向をさせ、出向をした者に係る出向の状況及び出向をした者の賃金についての負担状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

①　出向先事業所において従事する期間（以下「出向期間」という。）の初日が令和８年 10 月１日から令和９年９月 30 日までの間にある出向であること。

②　出向期間が１か月以上１年以内であって、当該出向の終了後出向元事業主の事業所に復帰するものであること。

③　出向期間における通常賃金の額が、おおむねその者の出向前における通常賃金の額に相当する額であること。

④　出向の時期、出向の対象となる労働者の範囲その他出向の実施に関する事項について、あらかじめ出向元事業主と当該出向元事業主の当該出向に係る事業所の労働組合等との間に書面による協定がなされ、当該協定の定めるところによって行われるものであること。

⑤　出向をした者の同意を得たものであること。

⑥　都道府県労働局長に届け出た出向計画に基づくものであること。

《出向先事業主》

あらかじめ出向元事業主と出向に関する契約を締結し、雇い入れた者に係る出向の状況及び雇い入れた者の賃金についての具体的状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

〇対象被保険者

雇用保険法第４条に規定する被保険者のうち、次のイからハまでに該当しない者とする。

イ　初回出向開始日の前日において出向元事業主に継続して雇用された期間が６か月未満である被保険者

ロ　解雇を予告された被保険者その他これに準ずる者（当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。）

ハ　日雇労働被保険者

○支給額

出向元事業主及び出向先事業主が令和９年９月 30 日までの出向期間における賃金について出向契約に基づいて負担した額（当該契約に基づいて負担した額の合計額が、出向前における通常賃金に支給対象期間の日数を乗じて得た額を超える場合は、出向前における通常賃金に支給対象期間の日数を乗じて得た額に、当該契約において当該事業主が負担することとされている割合を乗じて得た額）に対して、次の表のとおり支給するものとする。

	中小企業	中小企業以外
助成率	４／５	２／３
上限額	9,110 円／日 （雇用保険基本手当日額の最高額に相当する額）	

※　同一の出向先事業所につき一の年度に出向被保険者 500 人分（当該年度における初回の計画届の提出日の前日において当該事業所で雇用する雇用保険被保険者数が 500 人未満の場合は、その人数分。ただし、当該事業所で雇用する雇用保険被保険者数が 10 人未満の場合は 10 人分）を上限とする。